

総合事業・介護保険 申請から利用までの流れ

相談する (65歳以上の方)

長寿支援課、地域包括支援センターまたは、各庁舎市民サービスセンターに相談します。

- ・まだ介護や支援は必要ない
- ・介護予防に取り組みたい

- ・生活に不安があるがどんなサービスを利用したらよいかわからない

- ・何らかの介護や支援が明らかに必要

心身の状態を
確認します

基本チェックリスト
を受ける

要介護認定を受ける

介護や支援が必要になったら申請します。
(40~64歳の人は特定疾病により、介護が必要とされる方が対象となります)。

市に申請して認定を受けます。かかりつけ医が作成する主治医意見書と、調査員による認定調査の結果を基に、介護認定審査会にて介護度が決定します。

あなたの状態

自立した生活が
送れる方

生活機能の低下が
みられた方(総合事業対象者)

非該当

要支援1・2

要介護1~5

利用できるサービス

①一般介護予防事業
(P10)を利用できます。
(65歳以上すべての高齢者が利用可能)

- 例えば…
- ・まめだが教室
 - ・かるやか健康教室
 - ・シルバー世代のトレーニングマシン開放日
 - ・マシンリハビリ教室
 - ・脳活教室 等

②介護予防・生活支援
サービス事業(P11)を利用できます。

- 例えば…
- ◎訪問型サービス
 - ・訪問介護サービス(ヘルパー)
 - ・訪問型専門的指導事業
 - ◎通所型サービス
 - ・通所介護サービス(デイサービス)
 - ・ミニデイサービス
 - ・パワーアップ教室 等

③介護予防サービス
(P12)を利用できます。

- 例えば…
- ・介護予防訪問看護
 - ・介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)
 - ・福祉用具貸与 等

④介護サービス
(P12)を利用できます。

- 例えば…
- ・訪問介護(ヘルパー)
 - ・通所介護(デイサービス)
 - ・福祉用具貸与
 - ・福祉用具購入 等

①一般介護予防事業、②介護予防・生活支援サービス事業、③介護予防サービスについては、地域包括支援センターが担当いたします。

◎地域包括支援センター 32-3045

④介護サービスについては、下記の居宅介護支援事業所が支援いたしますので、直接お問合せください。

仁賀保地域

- にかほ居宅介護支援事業所(にかほ市社会福祉協議会仁賀保支所内) 32-3011
- 楽しいわが家指定居宅介護支援事業所(特別養護老人ホーム楽しいわが家内) 32-3711
- 居宅介護支援事業所ハルモニア・にかほ 74-5541
- 居宅介護支援事業所ふきのとう 090-6782-2404
- ケアセンターこすもす 37-2060

金浦地域

- 金浦居宅介護支援事業所(にかほ市社会福祉協議会金浦支所内) 38-2375
- 浩寿苑指定居宅介護支援事業所(特別養護老人ホーム浩寿苑内) 38-4150

象潟地域

- 象潟居宅介護支援事業所(にかほ市社会福祉協議会象潟支所内) 43-2543
- 居宅介護支援センター蕉風苑(特別養護老人ホーム蕉風苑内) 32-7050
- 栗山荘居宅介護支援センター(老人保健施設栗山荘内) 44-2210
- しあわせ居宅介護支援事業所 74-3068